

技術者の配置における事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市交通局が発注する請負工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下「技術者」という。）の適正な配置を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(配置予定技術者の確認等)

第2条 経理課担当課長は、監理技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札又は公募型指名競争入札の開札後、落札候補者から配置予定に係る監理技術者の「配置予定技術者届」（第1号様式その1〔入札参加申込者が共同企業体の場合においては、第1号様式その1及び第1号様式その2。次項において同じ。〕）及び監理技術者資格者証（裏面に監理技術者講習修了履歴のラベルを貼付したもの）の両面の写しを提出させるものとする。

2 前項において、落札候補者が特例監理技術者の配置を予定している場合においては、当該特例監理技術者に加え、監理技術者補佐の適正な配置を確認するために、落札候補者から配置予定監理技術者補佐の「配置予定技術者届」（第1号様式その3）及び監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）の写しを併せて提出させるものとする。

3 経理課担当課長は、主任技術者の配置を必要とする工事請負契約の一般競争入札又は公募型指名競争入札の開札後、落札候補者から配置予定に係る主任技術者の「配置予定技術者届」（第1号様式その1）、「技術検定合格証明書」その他これに類するものの写し又は「主任技術者経歴証明書」（第2号様式）を提出させるものとする。

4 経理課担当課長は、落札候補者が工事請負契約の履行に当たり、請負代金

の額の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条の規定による金額未満の下請契約を締結しようとする場合（当該落札候補者が監理技術者の配置を予定している場合を除く。）には、当該落札候補者から「下請契約に関する誓約書」（第3号様式）を提出させるものとする。この場合において、経理課担当課長は、当該落札候補者から前項に規定する書面を提出させるものとする。

- 5 経理課担当課長は、前4項の規定に基づき提出された「配置予定技術者届」の情報と「発注者支援のためのデータベース・システム」に登録されている情報その他適切な方法により、当該配置予定に係る技術者の他工事の従事状況等を確認するものとする。

（技術者情報の共有）

第3条 経理課担当課長は、当該技術者に係る前条第5項の規定による確認の結果、疑義がないと認められた場合は、「配置予定技術者届」の写しを工事担当課長へ送付する。

- 2 工事担当課長は、当該技術者が、適切な資格を有していること、本人であること及び請負者と雇用関係にあることを「現場代理人・主任技術者等設置（変更）届」により確認するとともに、監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、主任技術者にあつては技術検定合格証明書又は主任技術者経歴証明書の写しの提示を求め、前項の規定に基づき経理課担当課長から送付された「配置予定技術者届」の写しとの照合を行うものとする。

（技術者の適正配置の確認）

第4条 経理課担当課長は、「発注者支援のためのデータベース・システム」に登録されている情報に基づき、監理技術者の専任配置の状況について調査をするものとする。

2 前項の規定による調査の結果、専任配置につき疑義が生じた場合は、当該疑義に関する事項を工事担当課長へ報告するものとする。

3 工事担当課長は、前項の規定による疑義に関する調査の結果を経理課担当課長へ報告するものとする。

(周知及び指導)

第5条 経理課担当課長及び工事担当課長は、相互に協力し、技術者の適正な配置が徹底されるよう請負者に対し周知及び指導するものとする。

(準用)

第6条 この要領に定めるもののほか、技術者の適切な配置の確保について必要な事項は、技術者の配置における事務取扱要領（財政局所管要領）を準用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年1月1日から施行する。